「訪日外国人患者診療価格」、「年間訪日外国人患者実績」の記載方法について

外国人患者受入医療機関認証制度（JMIP）認証医療機関については、別途調査を実施予定のため、ご回答は不要です。

【回答上の留意点】

〔１〕 訪日外国人患者(※1)診療価格：令和８年 10 月１日時点の訪日外国人患者診療価格（税抜）(※2)を記載してください。

（※１）：「訪日外国人患者」とは、日本の公的医療保険に加入していない外国人患者のことを指します。なお、日本に入国する前に、医療機関と受診について調整をした上で、医療を受けることを目的に訪日した外国人（いわゆる医療渡航患者）は含まれません。

（※２）：診療報酬点数表を参考に設定している場合に限り、１点あたりの設定金額（１点〇円の場合は「〇」）を記載してください。（社会保険診療報酬と同一の基準（１点 10 円）で請求している場合は、「10」と記載してください。）

〔２〕 年間訪日外国人患者(※3)実績：令和７年度（令和７年４月～令和８年３月）の訪日外国人患者数が 250 人以上(※4)の場合は、「〇」を選択してください。

（※３）：「訪日外国人患者」とは、日本の公的医療保険に加入していない外国人のことを指します。なお、日本に入国する前に、医療機関と受診について調整をした上で、医療を受けることを目的に訪日した外国人（いわゆる医療渡航患者）は含まれません。

（※４）：訪日外国人患者数は、外来患者数と新入院患者数を足した人数であり、外来患者数は「初診、再診等の区別なく、全てを合計したもの（同一患者が２回外来受診した場合は２人とカウントする）」、新入院患者数は「新たに入院した患者数（同一患者が２回、新たに入院した場合は、２人とカウントする）」を指します。